# 関市農業委員会総会議事録

場所:関市役所6階6-6・7会議室

# ○議事日程

平成30年5月8日(火曜日)午前9時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について
- (6) 議案第5号 農地改良許可申請について
- (7) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

# ○出席委員(18名)

1番	安田	美雄	君		2番	井戸	恒男	君	3番	川村	信子	君
4番	佐藤	平和	君		5番	遠藤	昭治	君	6番	野田	卓志	君
7番	片岡	篤夫	君		8番	森	邦彦	君	10番	杉山	徳成	君
11番	中村	雅博	君	1	2番	後藤	三郎	君	13番	安田	孝義	君
14番	増井	賢一	君	1	5番	土屋	尊史	君	16番	野村	茂	君
17番	日置	香	君	1	8番	永井	博光	君	19番	岩田	幸子	君

# ○欠席委員(1名)

9番 八木 豊明 君

# ○委員以外の出席者

産業経済部長	横山	伸治	君	農業委員会事務局長	西部	成敏	君
農業委員会事務局課長補佐	長屋	正彦	君	農業委員会事務局主任主査	田口	旭	君
農業委員会事務局主任主査	山下	清司	君	洞戸事務所主事	長屋	一也	君
武芸川事務所課長補佐	桜井	伸一	君	上之保事務所主事	福田	明宏	君

午前9時00分 開会

○事務局課長補佐(長屋正彦君) それでは、只今より農業委員会を始めさせていただきます。 初めに、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

(市民憲章を唱和)

ありがとうございました。ご着席ください。

それでは、野村会長よりご挨拶をお願いします。

- ○議長(野村茂君)本日は30分早く9時からの開会となりました。たいへんお忙しい中ご苦労様でございます。たいへん気候の変動が激しくて、3日程前の夜は私どもはストーブを入れたような事で本当に寒暖の差が大きいです。これから本格的な農作業に向けて体調に充分ご留意頂きます事をお願いしまして、本日は皆様方にご審議頂きますし、この後も合同会議がありますので合わせてお願いいたします。
- ○事務局課長補佐(長屋正彦君)続きまして、産業経済部長の横山がご挨拶申し上げます。
- ○産業経済部長(横山伸二君)会長さんがおっしゃった通り、私も御多分に洩れず体調がおかしくなっております。連休明けのお忙しい時間にお集まりいただきましてありがとうございます。

今、市ではこの前も皆様にご説明申し上げた所でございますが、新しい事業が3つ程ありますが、 その説明会等を開催しておる所でございます。4月18日にはJAさんにて農業法人向けの説明会 をさせていただいております。また、来月6月には今度は法人化に向けての講習会という形で新規 事業のPRを含めて普及を努めていきたいと思っております。また皆さんのお力をお借りしながら こういう事業を普及をさせて行きながら農業振興に繋げていければと思っておりますので、よろし くお願いします。

- ○事務局課長補佐(長屋正彦君)本日の、欠席委員のご報告をさせていただきます。
  - 9番八木委員が欠席でございます。18番の永井委員については遅れてみえるとの事です。
- ○議長(野村茂君)ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条の規定により、委員の過半数の出席により、総会は成立しています。次に、議事録署名委員の指名を行います。3番川村委員、4番佐藤委員のお二人にお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案は1ページからになります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を、議題とします。事務局の説明を求めます。 ○事務局課長補佐(長屋正彦君)議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。

長地仏角の木の尻尾により、「山辰地の中明かめりよしたのく

1番の案件 位置図は、1ページになります。

申請地は、肥田瀬地内、富岡公民センターの南東340mほどに位置する農振農用地である田2筆4,857㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲渡人は、相続により取得したが、農地の管理が困難なため、申請地を売り渡すというもの。譲受人は、譲渡人より買い受けて、農業経営の拡大を図るというもの。

2番の案件 位置図は、2ページになります。

申請地は、下有知地内、長良川鉄道関市役所前駅の北北西820mほどに位置する農振農用地区域外である田1,493㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲渡人は、申請地を相続により3人持ち分共有により取得したが、遠方に居住しており、農地の管理ができないため、譲受人である兄に自身の持ち分1,493分の500を贈与するというもの。譲受人は、弟より持ち分受贈するというもの。

3番の案件 位置図は、3ページになります。

申請地は、保明地内、保戸島公民センターの北東470mほどに位置する農振農用地である田1, 350 ㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲渡人らは、相続により取得したが、遠方に居住しており、維持管理が困難なため、申請地を売り渡すというもの。譲受人は、譲渡人より買い受けて、農業経営の拡大を図るというもの。

4番の案件 位置図は、4ページになります。

申請地は、上之保地内、鳥屋市不動堂の北西160mほどに位置する農振農用地である登記地目田、現況地目畑2筆1,793㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲渡人は、高齢により農地の維持管理が困難なため、申請地を売り渡すというもの。譲受人は、申請地の近くに居住しており、申請地を買い受けて、上之保の特産であるゆずを育て、地域に貢献したいとのこと。

今回お諮りします、全ての案件につきまして、4月16日、17日に現地確認したところ、農地性ありと確認しています。また、許可要件を満たしていると判断します。

以上、所有権の移転に関するもの4件につきまして、ご審議をお願いいたします。

- ○議長(野村茂君)事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。
- ○1番(安田美雄君)1番の案件ですが、前回、前々回も同じような案件がありその時は5条でしたが、地図をみて頂きますと分かると思いますが、要するにこの一帯がビニールハウスをやろうと、土地を取得されたり賃貸借されたりしておられます。問題はこの道路の使用ですが、ハウスを道路に接近してお作りになり地域の方から苦情が出ておりまして、ハウスを道路から隔てたいわゆる搬出入用の道路を自分の所で確保して頂きたいというものです。これは3条では、新規の場合以外は営農計画を出さなくても良いとなっており、前回の5条の場合は建物の配置図を添付するようになっておりその辺りが矛盾しておりまして、ご本人もその辺の義務はないような事をおっしゃってみえるようです。実際はハウスを道路に接近して作っていらっしゃるということから、通行の妨げになっているという事から、事務局として指導をお願いしたいということを申し上げたいと思います。
- ○議長(野村茂君)ただ今の安田委員さんの意見について、事務局何かありますか。
- ○事務局課長補佐(長屋正彦君)申請につきましては、安田委員が言われたとおりに、ハウスの設置に関する添付書類等は付いてございませんが、地域の方々からの苦情があるという事ですので、申請者には、ハウスを建築するのであればその辺を配慮するよう指導したいと思います。
- ○議長(野村茂君)通行の妨げになるので、通行が出来るぐらい車1台分くらい空けてもらうといいという事ですね。
- ○1番(安田美雄君) そうです。常時置いてあるもんですから、農業機械が大きくなったもんですから。水田用に作られた農道と考え方がおかしいかもしれませんが、水田で管理して時間的には停車時間が少なかったですけど、今回の場合は非常に長い間道路に車を置いて搬出入をやられることからそういった苦情が出ておるということです。
- ○議長(野村茂君)事務局、よろしくお願いします。

他にございませんか。ないようですので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第1号について、原案のとおり、許可することに異議のない方は挙手願います。

(全員挙手)

全員挙手のため、議案第1号の4件を原案のとおり、許可することとします。

続きまして、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを、 議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長屋正彦君) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は、3ページになります。

1番の案件 位置図は、5ページになります。

申請地は、下有知地内、今宮公民センターの南南西180mほどに位置する登記地目田、現況地目宅地46㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地の区域内のため、第2種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。申請人は、申請地

の隣接地に住宅を建築したが、土地を調査したところ、申請地を住宅敷地として利用していたため、 今回申請するというもの。

4月17日に現地確認をしたところ、宅地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業目的を達成できる土地がないことから、転用はやむ得ないものと判断します。

以上、1件について、ご審議をお願いします。

○議長(野村茂君)事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

ないようですので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第2号について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は、挙手願います。

#### (全員挙手)

全員挙手のため、議案第2号の1件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを、 議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長屋正彦君) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は、4ページからになります。

1番の案件 位置図は、6ページになります。

申請地は、平賀町2丁目地内 平賀公民センターの北西100mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地12㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅、庭です。譲受人は、昭和61年に、申請地の隣接地に自宅を新築したが、その外構工事の際、建物周囲をブロック積で囲むのに十分なスペースがなく、申請地にはみ出して設置したというもので、今回、申請地を無償で譲り受けて一般個人住宅、庭として利用したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ、譲り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ています。

4月16日に現地確認をしたところ、宅地であったため、始末書が添付されています。申請地は、 第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は、7ページになります。申請地は、平賀町2丁目地内平賀公民センターの 北西100mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地74㎡。農地の区分は、都市計画法の用途 地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、機械部品加工業工場です。借受人は、機 械部品加工業を行っている会社で、昭和47年に申請地隣接に工場を建設したが、その際に工場の 一部が、申請地にかかてっいたというもので、今回、申請地を使用貸借により借り受けるというも の。貸付人は、自身が代表取締役を務める会社へ、申請地を貸し付けるというもの。

4月16日に現地確認をしたところ、宅地であったため、始末書が添付されています。申請地は、 第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は、8ページになります。申請地は、平賀町8丁目地内富岡小学校の北東180mほどに位置する田1,102㎡の内、628㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、宅地分譲です。譲受人は、不動産業を行っている会社で、申請地を買い受けて、宅地分譲地として利用したいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、農業を行うことが困難なため、申請地を売り渡すというもの。

4月16日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

4番の案件 位置図は、9ページになります。申請地は、南天神3丁目地内桜ヶ丘公民センター

の北30mほどに位置する田712㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、宅地分譲です。譲受人は、美濃加茂市で不動産業を行っている会社で、申請地が学校などに近く、宅地分譲地として最適であるため、申請地を買い受けて、宅地分譲地として利用したいというもの。譲渡人は、高齢であることから、農地として維持することが困難になったため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

4月16日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

5番の案件 位置図は、10ページになります。申請地は、関口町2丁目地内長良川鉄道関口駅の東120mほどに位置する田274㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人らは、現在美濃加茂市に居住しているが、関市に移り住みたいので、申請地を買い受けて、一般個人住宅を建築したいというもの。譲渡人は、遠方に居住していることから、営農が困難であるため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

4月16日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

6番の案件 位置図は、11ページになります。申請地は、平成通1丁目地内関中央病院の西90mほどに位置する田806㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、宅地分譲です。譲受人は、岐南町で不動産業を行っている会社で、申請地の近隣には住宅及び公共施設があり、分譲地に適しているため、申請地を買い受けて、建売分譲住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

4月16日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

7番の案件 位置図は、12ページになります。申請地は、肥田瀬地内富岡公民センターの南東280mほどに位置する田3筆4,831㎡。農地の区分は、農振農用地です。転用目的は、砂利採取(一時転用)です。借受人は、砂利採取業を行っている会社で、申請地を賃貸借により借り受けて、砂利採取を行うというもの。貸付人らは、借受人の申し手に応じ、貸し付けるというもの。砂利採取の期間は、許可日より18ケ月となっております。隣地農地所有者の承諾を得ています。

4月16日に現地確認をした結果、田で農地性ありと確認しております。申請地は、農振農用地であるが、一時的な利用であり、農地への復元が誓約されているため、転用はやむを得ないものと判断します。砂利採取法第16条に基づく許可が必要であります。

8番の案件 位置図は、13ページになります。申請地は、大杉地内大杉公民館の南西80mほどに位置する畑2筆、337㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。譲受人らは、現在賃貸住宅に居住しているが、手狭なため、申請地を買い受けて、一般個人住宅を建設したいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、農地として適切に管理することが困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

4月16日に現地確認をした結果、田で農地性ありと確認しております。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

9番の案件 位置図は、14ページになります。申請地は、迫間地内岐阜県畜産研究所の南南東400mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地4筆1,538㎡。農地の区分は、街区に占める宅地割合が40%を超えているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、運送業駐車場です。借受人は、愛知県春日井市に本社がある運送業を行っている会社で、申請地の北約500mほどで、貨物トラックによる集荷、配達事業を行っているが、事業拡大によりトラックの駐車場が手狭となったため、申請地を賃貸借により借り受けて、駐車場を造成したいというもの。貸付人は、農地の管理が困難なため、借受人の申し出に応じ、貸し付けるというもの。貸借の期間は、許可日より10年間となっています。隣地農地所有者の承諾を得ております。

平成29年7月6日に、2614、2619は農振除外、2612、2613は利用目的変更の

認可を得ています。

4月16日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。当案件は、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

10番の案件 位置図は、15ページになります。申請地は、塔ノ洞地内中池公園市民球場の南東700mほどに位置する田206㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、金属加工業駐車場です。譲受人は、申請地の近隣で、金属加工業を行っている会社で、新たに従業員を増やすことから、駐車場が不足するため、申請地を買い受けて、駐車場として利用したいというもの。譲渡人は、農業経営の後継ぎもないことから、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ております。

4月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

11番の案件 位置図は、16ページになります。申請地は、倉知地内、山崎公民館の南100 mほどに位置する登記地目田、現況地目宅地345㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、貸倉庫です。譲受人は、不動産業を行っている会社で、申請地を買い受けて、貸倉庫として利用したいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、破産し、破産管財人が選任され、破産管財人より譲渡人所有の申請地を処分しようとしたところ、譲受人より申し出があったため、申請地を処分したいというもの。隣地農地所有者の承諾を得ております。

4月16日に現地確認をしたところ、宅地であったが、 $4\sim50$ 年度程前に、土地所有者の父親が、牛舎として建設し、その後物置として利用していた旨の経緯書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

12番の案件 位置図は、17ページになります。申請地は、倉知地内、巾公民センターの南西360mほどに位置する田4筆945㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、宅地分譲です。譲受人は、美濃加茂市で不動産売買・仲介業を行っている会社で、申請地を買い受けて、宅地分譲として造成したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ申請地を売り渡すというもの。

4月16日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

13番の案件 位置図は、18ページになります。申請地は、下有知地内 今宮公民センターの南南西160mほどに位置する田340㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地の区域内のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。借受人は、現在アパートに住んでいるが、子どもの成長と家族が増えることを考えると、手狭となるため、申請地を母より使用貸借により借り受けて、一般個人住宅として利用したいというもの。貸付人は、借受人である子の申し出に応じ、貸し付けるというもの。貸借の期間は、許可日より20年間となっております。

4月16日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成する土地がない事から、転用はやむ得ないものと判断します。

14番の案件 位置図は、19ページになります。申請地は、栄町5丁目地内倉知小学校の北西170mほどに位置する畑363㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。借受人は、現在アパートに居住しているが、申請地を妻の父より借り受けて、一般個人住宅を建築したいというもの。貸付人は、借受人である娘夫婦の住宅敷地として、申請地を貸し付けるというもの。貸借の期間は、許可日より20年間となっています。

4月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

15番の案件 位置図は、20ページになります。申請地は、池尻地内東海環状自動車道関広見ICの南東250mほどに位置する田3筆966㎡。農地の区分は、農振農業用施設用地です。転用目的は、農業用倉庫及び水稲乾燥調製施設です。借受人は、集落営農組織 池尻営農組合の組合長で、農業用倉庫及び水稲乾燥調製施設を建設するのに最適な立地条件であるため、申請地を使用貸借により借り受けて、農業用倉庫及び水稲乾燥調製施設を建設するというもの。貸付人は、借受人の申し手に応じ、貸し付けるというもの。貸借の期間は、許可日より20年間となっております。隣地農地所有者の承諾を得ています。

4月16日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、平成29年7月6日に、農振農用地から農業用施設用地への用途区分変更の認可を得ているため、転用はやむを得ないものと判断します。

16番の案件 位置図は、21ページになります。申請地は、池尻地内東海環状自動車道関広見ICの北東530mほどに位置する畑485㎡。登記地目畑、現況地目宅地181㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、電気工事業社宅です。譲受人は、富加町で電気工事業を行っている会社で、従業員のための社宅を関市内で探していたところ、交通の便が良い申請地を買い受けて、社宅として利用したいというもの。譲渡人は、体調を崩し、農作業をすることが困難になってきたため、譲受人の申し手に応じ、売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ています。

4月16日に現地確認をしたところ、1238-2は、畑で農地性ありと確認しています。1238-1については、昭和47年から宅地として利用されていたため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

17番の案件 位置図は、22ページになります。申請地は、下之保地内武儀西小学校の南西480mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地2筆1,296㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地の区域内のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、太陽光発電施設です。譲受人は、岐阜市で不動産業を行っている会社で、申請地を買い受けて、太陽光発電施設として利用したいというもの。譲渡人は、耕作を行うことが困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

4月16日に現地確認をしたところ、雑種地と確認しております。申請地は、平成13年に武儀やまゆり西保育園の開設の際に、用地の一部として賃貸借をしその後、平成25年に保育園の統合により閉園となり、建物が取り壊され、申請地の返還を受ける際に、農地への復元をせず、現状のまま返却を受けた旨の顛末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成する土地がないことから、転用はやむ得ないものと判断します。

18番の案件 位置図は、23ページになります。申請地は、武芸川町高野地内博愛小学校の南東370mほどに位置する畑95㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。借受人は、現在アパートに住んでいるが、手狭となったため、申請地を使用貸借により借り受けて、一般個人住宅として利用したいというもの。貸付人は、高齢となり、耕作が困難になったため、借受人の申し出に応じ、貸し付けるというもの。貸借の期間は、許可日より30年間となっております。隣地農地所有者の承諾を得ています。

4月16日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

以上、所有権移転に関するもの9件、賃貸借権の設定に関するもの1件、使用貸借権設定に関するもの8件、計18件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長(野村茂君)事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑もないようですので、これより採決します。議案第3号について、原案のとおり、岐阜県 知事に進達することに異議のない方は、挙手願います。

(全員举手)

全員挙手のため、議案第3号の18件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。 次に、議案第4号農用地利用集積計画の承認についてを、議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長屋正彦君)議案第4号 農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は、11ページからになります。

使用貸借権の設定に関するものについて、新規が12件、田22筆、24,473㎡。畑2筆、2,263㎡。賃貸借権の設定に関するものについて、新規が1件、田1筆、2,159㎡。更新が、3件8筆8,623㎡。地区は、武芸川町谷口、宇多院、平、笠屋土地離隔整理地内、小野、倉知、富之保、上之保の8地区でございます。権利の設定を受ける者は、(有)むげかわ農産外3者でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長(野村茂君)事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第4号について、原案のとおり承認することに異議のない方は、挙手願います。

(全員挙手)

全員挙手のため、議案第4号については、原案のとおり承認します。

次に、議案第5号 農地改良許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長屋正彦君)議案第5号 農地改良許可申請について。

農地改良指導要綱の規定により、下記の農地の申請がありましたので、審議を求めます。

議案は、14ページになります。

1番の案件 位置図は、24ページになります。申請地は、下有知地内、今宮公民センターの南南西160mほどに位置する農振農用地区域外である田759㎡の内190㎡。申請地は、形状的に田として耕作することが難しいため、耕作土を入れて畑地とするもの。

4月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。農地改良の期間は、平成30年6月15日から平成30年8月31日までとしております。

以上1件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長(野村茂君)事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

(発言なし)

ないようですのでこれより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第5号について、原案のとおり許可することに異議のない方は、挙手願います。

(全員挙手)

全員挙手のため、議案第5号の1件を、原案のとおり許可することにします。

続きまして、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題とします。 事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長屋正彦君)報告1号 農地法第18条第6項の規定による届出について。 農地法第18条第6項の規定による届出 賃貸者の合意解約の届出について、説明させていただきます。議案は、15ページになります。 1番の案件 届出地は、下有知地区の田1,493㎡。賃借人は、山下洋史です。合意解約日は、 平成29年12月1日です。

2番の案件 届出地は、下有知地区の田2筆5,056㎡です。賃借人は、山下洋史です。 合意解約日は、平成29年12月1日です。

以上、報告させていただきます。

- ○議長(野村茂君)報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりです。
  - 以上、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について、事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長屋正彦君)次回の総会は、平成30年6月6日水曜日の午前9時から市役所6階 6-6と6-7の会議室で行います。

午前9時45分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長 関市洞戸市場551番地

			(FI)
3	番	関市西田原915番地3	
			卸
4	番	関市小野1378番地	